

三陸沿岸道路利活用戦略会議（宮城県）
規約

（名称）

第1条 この会議は、三陸沿岸道路利活用戦略会議（宮城県）（以下、「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、三陸沿岸道路の全線開通を契機に、三陸沿岸道路の沿線自治体等が連携して、実施可能なソフト施策をフル動員することで、三陸沿岸エリア全体としての更なる地域活性化につなげることを目的とする。

（組織）

第3条 会議は、国土交通省東北地方整備局、宮城県、三陸沿岸道路等の関係市町村、その他会長が必要と認める機関および関係団体により構成する。

（役員）

第4条 会議には次の役員を置く。

- （1）会長は、東北地方整備局 仙台河川国道事務所長とする。
- （2）副会長は、東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所長、宮城県経済商工観光部長、宮城県土木部長とする。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じ会長が召集し、三陸沿岸道路における次の事項について共有・検討を行う。

- （1）三陸沿岸道路沿線における動向等に関する情報共有
- （2）三陸沿岸道路を活用した地域活性化施策に関する検討
- （3）その他、必要な事項に関すること

（事務局）

第6条 会議の事務局は、東北地方整備局仙台河川国道事務所調査課、東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所工務課、宮城県経済商工観光部観光政策課、宮城県土木部道路課に置く。

（雑則）

第7条 本規約に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則 この規約は、令和3年 6月16日から施行する。

令和4年11月 1日改正

令和6年 3月21日改正